

かつらぎ町からのお知らせ

太陽光発電設備の設置を予定している事業者の皆様へ

本町の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした「かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例」を制定しました。

(令和6年3月5日公布・令和6年7月1日施行)

◆町内で太陽光発電事業を行う場合、次に該当するときは町長へ事業計画の届出を行う必要があります

出力50kW未満の太陽光発電設備を設置し、発電する事業

(ただし建築物の屋上等に設置されるものを除きます)

※出力50kW以上の太陽光発電設備を設置し発電する事業については、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、和歌山県知事の認定を受ける必要があります

◆あらかじめ町と協議を実施するとともに、事業計画の案について近隣住民に説明する必要があります。

相談窓口：かつらぎ町役場環境課
(TEL：0736-22-0300 内線 2066)

条例制定の背景

- 太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであることから、本町ではその普及を促進しています。
- 一方、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響や災害の発生が危惧されており、事前に近隣住民等に説明が行われぬまま事業が実施され、トラブルが生じている事例もあります。
- こうしたことから、太陽光発電事業と地域との調和並びに自然環境の維持を図り、本町の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、条例を制定することとしたものです。

【注意事項】

・勧告及び公表

次のいずれかに該当する場合、必要な措置を行うべきことを勧告します。

- ①事業計画に沿って事業を実施していないとき
- ②規定の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ③規定の報告をせず、または虚偽の報告をしたとき
- ④正当な理由なく、町長より求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき上記の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表します。

・情報提供

上記の勧告に従わない太陽光発電事業実施者について、国および県に名称、所在地など必要な情報を提供します。

事業者における手続きの主な流れ

